

2024年10月
株式会社小田急箱根

一部規則改定および廃止のお知らせ

小田急箱根（本社：神奈川県小田原市）では、下記のとおり、一部規則を改定および廃止しますので、お知らせいたします。

記

- 1 施行日
2024年10月12日(土) 初電より
- 2 改定する規則
ICカード乗車券取扱規則
- 3 改定内容
新旧対照表（次葉以降を参照）のとおり
- 4 廃止する規則
外国人向け IC カード乗車券取扱規則

以 上

改 定	現 行
(前 略) 第 8 章　ＩＣカードの相互利用 （ＩＣカード等の相互利用） 第 3 0 条　株式会社パスモが相互利用を行う以下のＩＣカード等については、第 3 条第 1 項第 1 号に定めるＩＣカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。 （１）東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」<u>(Welcome Sui caを含む)</u> （２）東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」 （３）東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」 （４）北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Ｋｉｔａｃａ」 （５）株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」 （６）株式会社エムアイシーが発行する「ｍａｎａｃａ」 （７）東海旅客鉄道株式会社が発行する「ＴＯＩＣＡ」 （８）株式会社スルッとＫＡＮＳＡＩが発行するＩＣカード （９）西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ＩＣＯＣＡ」 （１０）福岡市交通局が発行する「はやかけん」 （１１）株式会社ニモカが発行する「ｎｉｍｏｃａ」 （１２）九州旅客鉄道株式会社が発行する「ＳＵＧＯＣＡ」 2　前項で定める一部のＩＣカード乗車券について、ＩＣカード乗車券を処理する機器で使えない場合がある。 3　第 1 項に定めるＩＣカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第 1 項に定める各ＩＣカードを発行する事業者の規則（以下、「ＩＣカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。 (以下略)	(前 略) 第 8 章　ＩＣカードの相互利用 （ＩＣカード等の相互利用） 第 3 0 条　株式会社パスモが相互利用を行う以下のＩＣカード等については、第 3 条第 1 項第 1 号に定めるＩＣカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。 （１）東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」 （２）東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」 （３）東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」 （４）北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Ｋｉｔａｃａ」 （５）株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」 （６）株式会社エムアイシーが発行する「ｍａｎａｃａ」 （７）東海旅客鉄道株式会社が発行する「ＴＯＩＣＡ」 （８）株式会社スルッとＫＡＮＳＡＩが発行するＩＣカード （９）西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ＩＣＯＣＡ」 （１０）福岡市交通局が発行する「はやかけん」 （１１）株式会社ニモカが発行する「ｎｉｍｏｃａ」 （１２）九州旅客鉄道株式会社が発行する「ＳＵＧＯＣＡ」 2　前項で定める一部のＩＣカード乗車券について、ＩＣカード乗車券を処理する機器で使えない場合がある。 3　第 1 項に定めるＩＣカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第 1 項に定める各ＩＣカードを発行する事業者の規則（以下、「ＩＣカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。 (以下略)

附則
この規則は、2 0 2 4 年 1 0 月 1 2 日より実施する。